

改正	平成27年 4 月20日杉並第4912号	平成27年10月 2 日杉並第37183号
	平成28年 8 月25日杉並第29036号	平成29年 2 月28日杉並第63324号
	平成30年 3 月 1 日杉並第70533号	令和 3 年 3 月22日杉並第67884号
	令和 4 年 3 月22日杉並第67005号	令和 4 年12月21日杉並第71133号
	令和 6 年 3 月29日杉並第72139号	

(目的)

第1条 この要綱は、民間等への広告媒体提供についての基本方針（平成26年11月 5 日行財政改革推進本部決定。以下「基本方針」という。）に定める広告事業における手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告 民間企業等が商業等を目的とした情報の伝達をすることをいう。
- (2) 広告媒体 区の印刷物等及び資産等で、基本方針3 広告対象媒体(1)に定める媒体をいう。
- (3) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載し、又は掲示すること若しくは折り込み広告を行うことをいう。
- (4) 広告主 広告媒体に広告の掲載を希望するものをいう。
- (5) 広告収入確保事業 基本方針2 広告事業(1)及び(5)に定める事業をいう。
- (6) 経費等削減事業 基本方針2 広告事業(2)及び(3)に定める事業をいう。
- (7) 部長 次に掲げる職にある者をいう。
 - ア 杉並区組織規則（昭和50年杉並区規則第9号）第8条第1項に規定する部長、同条第2項に規定する室長、同条第3項に規定する担当部長及び同条第4項に規定する参事
 - イ 杉並区教育委員会事務局処務規則（昭和54年杉並区教育委員会規則第18号）第3条第1項に規定する次長及び同条第2項に規定する担当部長
 - ウ 産業振興センター所長、監査委員事務局長及び区議会事務局長
- (8) 課長 杉並区会計事務規則（昭和39年杉並区規則第5号）第2条第2号に定める課長をいう。

(広告媒体の決定)

第3条 広告収入確保事業において広告掲載を行う広告媒体は、当該広告媒体を保有する課長が検討し、杉並区区政イノベーション本部に報告し、区長が決定する。

2 経費等削減事業において広告掲載を行う広告媒体は、政策経営部区政イノベーション担当部長に協議をした上で、部長が決定する。

3 部長は、前項の規定により決定したものについて、杉並区区政イノベーション本部に経費等削減事業の概要を報告する。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに部長が別に定める。

2 前項に定めるもののほか、経費等削減事業における広告の規格及び広告掲載位置は、経費等削減事業の受託者又は印刷物等の寄贈者（以下「実施事業者」という。）の提案により決定することができる。

(広告募集方法等)

第5条 広告収入確保事業の広告募集方法は、当該広告媒体ごとに、部長が決定する。

2 経費等削減事業の広告募集の方法その他の実施方法は、実施事業者の提案により決定することができる。

3 部長は、第三者に広告募集業務の委託等を行うことができる。

(広告掲載料)

第6条 各広告媒体ごとの広告の規格及び広告掲載料は、別表第1から別表第6までに定めるとおりとする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 第三者に広告募集業務を委託し、又は広告枠を売り渡す方法における広告掲載料は、前項の規定

にかかわらず、入札その他適正な方法によって決定することができる。

- 3 経費等削減事業における広告掲載料は、実施事業者が定める額とし、実施事業者は、部長にその額を報告するものとする。

(広告掲載申込み)

第7条 広告収入確保事業の広告主は、広告掲載申込書（第1号様式）に掲載しようとする広告の原稿案を添えて、区長宛てに提出するものとする。

- 2 広告の原稿案の作成等申込みに係る費用は、広告主の負担とする。

- 3 第三者に広告枠を売り渡す方法により広告を掲載する場合は、当該第三者は、掲載しようとする広告の原稿案を添えて、区長宛てに提出するものとする。

(審査等)

第8条 区長は、前条の規定により申込みのあった広告について、別に定める広告掲載に関する基準に基づき広告主の適正審査、選定及び広告内容（以下「広告内容等」という。）の審査を行う。

- 2 区長は、前項の基準により審査を実施し、広告内容等に疑義が生じた場合は、当該広告主が実施する事業を所管する関係省庁又は当該広告主が実施する事業の業界団体等に、その広告内容等が法令等に照らし適切か否かについて確認することができる。

- 3 区長は、前2項の審査を実施するに当たり、広告主に対し、審査に必要な書類の提出を求めることができる。

- 4 区長は、第2項の規定に基づく確認を行った結果、広告内容が適切でないと判明した場合は広告主に改稿を依頼し、改稿された広告内容を審査することができる。

- 5 経費等削減事業における広告内容等に関する審査は、前各項の規定を準用する。ただし、実施事業者が広告掲載に関する基準を保有する場合は、その基準により審査をすることができる。

- 6 第1項から第4項までの規定は、第三者に広告枠を売り渡す方法により広告を掲載する場合について準用する。この場合において、第1項中「前条の規定により申込みのあった広告について」とあるのは「第三者から広告媒体に掲載する広告の原稿案の提出があったときは」と読み替えるものとする。

(掲載の決定)

第9条 区長は、第7条の規定による申込みがあったときは、前条の規定に基づき、広告掲載の可否を審査し、決定する。

- 2 区長は、同一掲載位置に2つ以上の掲載の申込みがあった場合又は掲載募集数を超える申込みがあった場合は、広告内容等の審査において掲載可となるものの中から抽選により決定する。

- 3 区長は、前2項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載（可・否）決定通知書（第2号様式）により、広告主に通知する。

- 4 区長は、前項の規定に基づき、掲載決定の通知を受けた者に対して、申込時に提出された広告の原稿案をもとに、正本原稿の提出を依頼する。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告収入確保事業の広告主は、区長の定める期日までに、第6条第1項から第3項までに規定する合計額を一括して納付するものとする。ただし、区長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載料の不還付)

第11条 区長は、前条の規定により納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により、広告掲載ができなかった場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(広告掲載の中止)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を中止することができる。

- (1) 当該広告媒体の編集、発行又は配布その他管理において支障があるとき。
- (2) 広告主が、原稿等を指定期日までに提出しなかったとき。
- (3) 広告主が、広告掲載料を指定期日までに納入しなかったとき。
- (4) 広告掲載後に別に定める広告掲載基準に反することが明らかになったとき。
- (5) その他区長が必要と認めたとき。

(広告内容への区の関与)

第13条 区は、広告の内容に関与しないものとする。

(経費等削減事業の実施事業者の選定等)

第14条 基本方針2 広告事業(3)に定める事業を除く経費等削減事業を実施する場合は、部長は、その実施事業者について公募により選定するよう努める。

2 経費等削減事業を実施する場合であって、経費等削減事業の実施が請負又は委託契約によらないときは、事業実施に関する協定等を締結する。

(教育委員会における準用)

第15条 第6条から第12条までの規定は、教育委員会が実施する事業について準用する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告事業の実施に関し必要な事項は、政策経営部政政イノベーション担当部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

2 杉並区図広告掲載取扱要綱(平成14年7月8日杉政広発第59号)、わたしの便利帳広告掲載取扱要綱(平成15年10月3日15杉並第1049号)、杉並区中小企業勤労者福祉事業の広告掲載等に関する取扱要綱(平成24年5月31日杉並第10803号)、杉並区障害者のてびき広告掲載取扱要綱(平成16年5月27日杉並第13369号)、杉並区高齢者のしおり広告掲載取扱要綱(平成18年5月16日杉並第10163号)、杉並区ごみ・資源の収集カレンダー広告掲載取扱要綱(平成21年7月1日杉並第19694号)は廃止する。

附 則(令和6年3月29日杉並第72139号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 障害福祉のしおり掲載広告 規格及び掲載料

種類	規格(縦×横)	位置	刷色	掲載料
1号広告	およそ270mm×174mm	裏表紙の外側1ページ全面	4色	20万円
2号広告	およそ131mm×174mm	裏表紙の外側1ページ1/2面	4色	10万円
3号広告	およそ270mm×174mm	裏表紙の内側1ページ全面	2色	15万円
4号広告	およそ131mm×174mm	裏表紙の内側1ページ1/2面	2色	7.5万円
5号広告	およそ270mm×174mm	本文中指定する1ページ全面	2色	10万円
6号広告	およそ131mm×174mm	本文中指定する1ページ1/2面	2色	5万円
7号広告	およそ131mm×84mm	本文中指定する1ページ1/4面	2色	2.5万円
8号広告	およそ62mm×84mm	本文中指定する1ページ1/8面	2色	1.2万円

別表第2 高齢者のしおり掲載広告 規格及び掲載料

種類	規格(縦×横)	位置	刷色	掲載料
1号広告	およそ270mm×174mm	裏表紙の外側1ページ全面	4色	28万円
2号広告	およそ131mm×174mm	裏表紙の外側1ページ1/2面	4色	14万円
3号広告	およそ270mm×174mm	裏表紙の内側1ページ全面	2色	21万円
4号広告	およそ131mm×174mm	裏表紙の内側1ページ1/2面	2色	11万円
5号広告	およそ270mm×174mm	本文中指定する1ページ全面	2色	14万円
6号広告	およそ131mm×174mm	本文中指定する1ページ1/2面	2色	7万円
7号広告	およそ131mm×84mm	本文中指定する1ページ1/4面	2色	4万円
8号広告	およそ62mm×84mm	本文中指定する1ページ1/8面	2色	2万円

別表第3 ごみ・資源収集カレンダー掲載広告 規格及び広告掲載料

規格(縦×横)	位置	掲載料
30mm×100mm	本文中のカレンダー掲載頁	5万円

別表第4 広報すぎなみ広告掲載 規格及び広告掲載料

種類	規格（縦×横）	位置	刷色	掲載料
1号広告	10mm×235mm	中面欄外	4色	1万円

別表第5 区が管理・運営するホームページのバナー広告掲載 規格及び広告掲載料

種類	規格（縦×横）	位置	容量	形式	月額掲載料
1号広告	60ピクセル×120ピクセル	トップページ下部	4KB以下	G I F形式（アニメーション不可）、J P E G形式	2万円

別表第6 杉並区図書館マップ広告掲載 規格及び広告掲載料

規格（縦×横）	位置	刷色	掲載料
およそ80mm×100mm	地図面の左下隅	4色	4万1,000円

様式 略